

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 概 要

千葉県総務部デジタル改革推進局デジタル戦略課

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和6年5月27日施行）により、新たに個人番号の利用事務が追加されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）に規定する必要がなくなった事務について、番号条例から規定を削除することに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の対応する規定の削除及び規定の削除に伴う文言の整理を行った。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和7年12月23日